

処 分 基 準

平成30年1月4日作成

法 令 名： 自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則
根 拠 条 項： 第9条
処 分 の 概 要： 指定法人の指定の取消し
原権者（委任先）： 東京都公安委員会
法 令 の 定 め： ○ 自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則 第1条第2項（指定の基準） 第7条（是正又は改善の勧告）
処 分 基 準： 自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則第9条各号に該当する場合、帰責事由がない場合又は悪質性がごく軽微な場合であって、是正等を行うことができ、現に是正等をするとき等を除き、許可を取り消すこととする。
問 合 せ 先： 生活安全部生活安全総務課生活安全対策第三係 電話 03-3581-4321（内線 703-30255）
備 考：